

—

ならない、こういうふうな見解に到達して、ある次第でござります。

○細谷委員 私のお尋ねの一つの点で、道路構造に基づく災害率がどうなのかということについて、おそらくいいま資料をお持ちにならないと思うので

す。道路構造に基づく災害率というの
は、確かにこの新聞の「主張」にもあり
ますように格差があるわけですから、
その統計を資料としてひとつお出ししい
ただきたい。あわせて交通基本問題調
査会の答申が三月二十七日に出ておる
はずでありますから、これを資料とし
て委員会に提出を願いたい、こう思ひ
ます。

昭和三十六年末に臨時交通関係閣僚懇談会といふものを設けております。そういう組織によりまして、総合的な立場から、当面する交通問題の具体的な解決につとめます。一方、将来にわたる根本的な総合的交通対策を樹立するために、ただいま申し上げましたような基本的な事項を審議する法的機関といたしまして、昭和三十七年四月に総理府に交通基本問題調査会が設けられ、長期間にわたる審議をなさいましてた結果、ただいま御指摘になりましたように、去る三月二十七日に内閣総理大臣に対し、わが国の陸上交通に関する総合的施策についてという答申が行なわれたわけでございます。

省庁にまたがる行政制度及び行政運営について目下意欲的な調査、審議が行なわれておる状況でございます。交通

基本問題調査会の答申あるいは近く行なわれるであろうと予定されます臨時

行政調査会の答申に沿いまして、今後さらに抜本的な対策を講ずる必要があ
る、かように私たちは考えておる次第

だいじめいあか。

してある程度の対策は講じられたようですが、その効果をどの程度でござりますか、重ねてお尋ねに評価されておるのか、重ねてお尋ね

○江口(棟)政府委員 具体的にどうい
します。

う点がどうきまで、その結果、こういいい結果が出たというような数字をあげることはできないでございますけれども、私たち事務当局といたし

ましても、常にこういう関係の三者が集まりまして、たとえば最近踏切事故による人命の損傷が非常に多いというような時期がございましたが、そういう際には、運輸省、国鉄あるいは私たちは、お互いの協力によって人的な措置でその危険を防止するとかいうようなことは施設の足らない踏切につきましては、お互いに協力によって人の踏切の数をある程度整理するとか、あることは現実にやつておりますし、なお道路の構造等につきましては、逐一警察当局としても建設省のほうに御注文申し上げている。あるいはこの一環として、ハイヤー・タクシーの問題等につきましても、個人タクシーといふものが東京におきましては非常に評判がいい。素質もいいし、しかも事故も少ないと、いうようなところから、強力に推進をいたしまして、まだ十分とは考えませんけれども、相当大幅に個人タクシーの許可というようなことをするようになりますのも、まあお互い気持ちを合わせて、お互いの権限ではござりますけれども、総合的な見地からおののの職権を行使していくということになりましたのも、まあお互い気持を合わせて、その結果、事故がどう減ったとかどうとか、いう数字は、残念ながら申し上げるようなものでございまして、その結果、事故を持ち合わせないのでございます。

私どもの知る範囲においては、当局が所要の行政措置を講じたとは見受けられないものがありますが、どういう措置を講じたのか、お尋ねいたします。

○高橋(幹・政府委員) 学童の交通事故防止ということにつきましては、毎年毎年私どもが行ないます交通安全運動の際の一つの重点に取り上げて、これを施策の上に反映をいたしております。また同時に、私どもの交通事故防止対策の重点といたしまして、学童、幼児の交通事故防止、特に今年度におきましても交通事故半減というようなスローガンのもとに、私どもは交通事故防止対策要綱の中に、年少者の保護、いわゆる年少者の交通事故の防止という点を重点に施行しております。したがって、そういうものに関してして警察官の配置とかあるいは学童の登校指導員の配置であるとかあるいは学校当局者に対する安全教育のための種々なる連絡あるいは所要の資料の提供であるとかいうような点について、具体的な行政指導なり連絡をしておる次第でございます。

りましょうけれども、もっと十分な対策を講ずる必要があるのではないか、こう私は思いますが、次に進みます。次に「信号機、道路標識等の設置を促進し、交通上必要と認められる箇所については、必ずこれを設置するようにつとめること。」¹⁾ いうふうにこの附帯決議がされております。ところで、東京都は別といたしまして、地方都市等にまいますと、十万か二十万の都市に行きますと、よくて信号機は三つ、四つ程度しかないのが現状ではないかと思うのですが、そのためにはとんど自動車は連続的に来まして、道路を横断しようとしてもできないというのが現況であります。これが何百メートルくらいにでも信号機がありますと、自動車が間欠的にまいるますが、連続してくるわけなんです。そういう点で、この附帯決議の線に沿うて現状はなっておらぬと思うのですが、いかがですか。

非常にいろいろ言わるものでござりますので、これらの点についても、いろいろと技術開発的な見地から、信号機の改良というようなことについても研究をいたしておる次第でございま

す。

○細谷委員 この問題について具体的に御計画があるようありますけれども、お尋ねいたしたい点は、それではこの信号機についてどの程度の予算措置がなされておるのか、これをまずお聞きしたい。

それからもう一つは、現実にこの信号機を設置するにあたりまして市町村に相当大きな負担が強制的にかけられておる現況でございます。端的に申し上げますと、百五十万円かかるといったら、そのうちの三分の一から二分のくらいいは、必ず市町村あるいはそこにあります交通安全協会等に、負担がほぼ強制的になされます。交通安全協会は、どこから出るかといいますと、やはり市のほうの財源をトンネルとしてやつておるというのが現況でござります。そういうのは、信

号機の財産の帰属というのはどうなつか。法律上の問題、財産の帰属からいって地方財政法違反という問題までが起こつておるわけであります。これについての所見、方針をただしたいと思います。

○高橋(幹)政府委員 ちょっと私予算の資料が手元にないのですから、後ほどお知らせ申し上げますが、この予算の立て方は、信号機は補助金の対象になつております。したがいまして、二分の一つの国庫補助がつきます補助金の対象になつておるわけでござります。信号機につきましては、確かに

御指摘のとおり信号機の単価等について、必ずしも合理的な査定がなされ

るいは国の予算以上に地元その他の御要求、要望で信号機をつけなければならぬ場合もあるよう伺つております。したがいまして、そういう点に関しては、必ずしもすべて予算の範囲

しまして、必ずしも確かに聞いてお

りますし、そういう点の地元負担につ

きましては、できるだけ強制にわたら

ない、あるいは地元負担を減少させる

講ぜられることが望ましいし、そういう

う点に向かつて私どもは努力しなけれ

ばならない、こういうふうに考えてお

ります。

○細谷委員 信号機につきましては國

の補助二分の一ということであります

から、残りは県費ということだろうと

思ひます。ところが私が申し上げた

ように、現実には百五十万円とします

と、國から七十五万円出るでしよう。

そうしますと、残りの金の大部部分とい

うのは市町村が現実に負担しております。

私は身をもつてそれを具体的に体験してまいりますと、そういう財

産というのは眞のものでしよう。それ

に市費を出していくことになりま

す。こういうところに大きな問題があ

ります。半分程度、あるいは

いやそれとして、百五十万円かかるの

に、県費というのは大体国費を合わせ

ります。この二つを合算すると、二分の一とおっしゃ

いますけれども、事実は数をふやそ

うやつとして、百五十万円かかるの

に、県費というのを合算せよ

うふうが、半分程度、あるいは

いやそれとして、百五十万円かかるの

に、県費というのを合算せよ

うふうが、半分程度、あるいは</

これはもう心配がなくなった、こういう面と、そうではなくて、まだこれからより以上善処しなければならない

えて、運輸省と隨時連絡協議をいたしておるところです」といいます。

な点について、努力をいたしておりま
す。

めの四輪のバトカーあるいは通称白バイというようなものの整備計画を実現をいたすよう、いたしまして、所要の

をはかるということにつとめておる次第でござります。

いたたきたいと思ひます。

「安全運転の一般原則に関する基準
標識等の設置を促進し、交通上必要と認められる箇所については、必ずこれ設置するよう命じること。」これはたゞいま細谷議員の御質問にもございましので、私ども先ほど申し上げたようなことで善処いたしております。さらに道路標識等につきましては、昨年ですか、国際標識に変えまして、さらにはその国際標識に基づく道路標識の立てかえというものについて、いろいろと鋭意努力をいたしておりましたところでございます。

を設定してその運用に慎重を期すること。」この点につきましては、私ども自動車の運転者に対する安全運転要綱というものを、案を策定いたしまして、これらを通達いたしておる次第でございます。

は、実情を勘案し、その運用につき慎重を期すること。」この点につきましては、運輸省といろいろと協議をいたしまして、乗車定員の問題について通牒を出し、またいろいろとこれについての保安基準等の問題に関連をいたしまして乗車定員の問題について規制の万全を期する、特に乗車定員をオーバーいたしまして事故が起きて多くの負傷者を生ずる、あるいは人命を失うといふようなことに対しても、十分慎重に警戒していくべきだ。こういうふうに考

えて、運輸省と隨時連絡協議をいたるところでござります。
それから、自動車教習所の指定基準の設定については、その規模、要員の資格要件、教習の内容等をとくに考へて、適正な基準を確立、積極的に自己評議会を通じて運転の免許をとる者が数多くなつた現状にかんがみまして、自動車教習所の指定基準といふものについて、たゞえ設備あるいは物的な設備、さらには指導員、あるいは検定等の資格要件の問題、あるいは法規の講習、技術の講習あるいは所要の講習所の内容というようなものについては、実を期するということで、ただいま委嘱令以下の段階におきまして、いま申上げたように積極的に自動車教習所の質的向上をはかる、特に人的な質的向上をはかつていくというような点について、所要の措置を講ずるよう準備いたしておる次第でござります。

な点について、努力をいたしております。
それから「飲酒運転の危険性にからずがみ、本法の運用を通じてその防止の徹底を期すること。」この点につきましては、最近いわゆる酔っぱらい運転というものが多くありますので、これらの酔っぱらい運転の取り締まりを強化していく。そのため今般の道交法の改正の中に、いわゆる酔っぱらい運転の罰則を強化するというようなことをいたしまして、その防止の徹底を期する、あるいは行政処分の適用につきまして、飲酒運転の者に対しては厳罰、譲格な行政処分の適用をはかつていくというようなことをやっております。
交通警察の充実及びその運営の合理化をはかるため次の措置を講ずることと。交通警察官の資質の向上あるま

その増員をはかる。これはすでに御承知のように一万の交通警察官の増員が実現をいたしまして、本年度の予算においても残る予算措置が講ぜられて着々交通警察官が増員をされて第一線に増強される。さらには交通警察官の

ための専門の教育あるいはその他の所要の教養訓練を充実いたしまして、資質の向上をはかつておる次第でござります。

交通警察に関する予算の増額、この点につきましては、本年度の予算におきましても銳意努力をいたしまして、まだ不足ではございますけれども、ある程度の比率の増額を獲得をいたし、さらには今後ともに予算の増額について、こう考えております。

交通取り締まり用施設装備の充実、この点につきましては交通の装備のた

いの四輪のバトカーあるいは通称白バイをいたすようないたしまして、所要の台数に到達するよう努力をいたしております。さらには検問所の設置その他交通警察に必要な施設を充実というような点についても、努力をいたしております。

交通道徳の確立と交通法令の普及をはかるため、学校教育を通じて学童に対し交通知識の普及をはかるため、特に次の方策を講じてその趣旨の徹底を期すること。順法精神を高揚するため云々、交通安全全目的とする国民運動の組織を確立するため交通安全協会云々、こうございますが、これらの交通道徳と交通法令の普及のためには、文部省と私ども隨時会合を重ねまして、文部省の学校教育の課程においてできるだけ交通道徳の高揚のためのあるいは交通法令の普及のためのいろいろな教程の内容を充実してもらうように、それぞれ努力をいたしております。さらには学童に対しては学童交通安全会というような組織を通じまして、いろいろと交通知識の普及をはかる、あるいは交通教室等をつくって、学童のいま申し上げたような交通知識の普及をはかるというようなことを講じております。

順法精神を高揚するための国民運動というような点につきましては、春秋二期の交通安全運動を、従来のような警察だけの問題でなく、いわゆる国民総ぐるみ運動ということで、内閣において関係省庁の間を調整をいたしまして、総理府が主体になりまして、その目的なりあるいはその要綱なりを徹底をいたしまして、その趣旨の普及徹底

めの四輪のペトカーあるいは通称白ペイというようなものの整備計画を実現をいたす。ようやくいたしまして、所要の台数に到達するよう努力をいたしております。さらには検問所の設置その他、他の交通警察に必要な施設を充実とうような点についても、努力をいたしております。

かたにつきましても、運転者からさらには雇用者あるいは車両運行の責任者の責任を追及するというような事件処理の方法をとりまして、事故の根源を断つというような方向に向かって努力をいたしております次第でございます。

以上の点が、私どもが現在まで行なった現行なつておりますところの交通に関する施策でございます。

○秋山委員 長時間にわたつて御説明いただきたわけですねけれども、ちょうど御説明になつていただきました

国民総ぐるみ運動の実施期間中かもわかりませんようなわけで、けさあたりも各地でそういうよな形で行なわれますと、これは俗に言う人のふんどしで相撲をとるという形であつて、警察では一錢も出さないで国民に全部を負担をさせていろいろなことをやつてしまふと、こういうことが聞々行なわれる

ことではないかと思うわけです。きよ

うあたりそちらを歩いてみますと、一般国民が黄色い旗を持つたりあるいは

しきりをかけたりあるいは腕章をつけたりしてお手伝いをしております。こ

ういう人たちが日本國じゅうではかな

り膨大な人数になつてゐるのではないかと思うわけですねけれども、この人たちも遊んでいる人がやつてゐるわけではないのであって、おそらく業務を持

つた人が行なつてゐるのではないかと思つてゐるのか、そういうことについてお答えしていただきたいと思います。

○高橋幹政府委員 交通安全運動に對

する経費は地方の公共団体等におい

て、あるいは交通安全協会等の組織を

もしまして行なつている場合が多いの

でございます。したがいまして、私ど

もが直接この問題について予算を組ん

でおりますのは、全国交通安全協会に

対するいわゆる事業委託費として本年

度は千五百万の委託費を組んでおりま

すが、これらの委託費でもちろん足り

るものではございません。しかしながら

でございます。

したがいまして、私ど

もが直接この問題について予算を組ん

でおりますのは、横須賀あたりの例から

でございます。

したがいまして、私ど

もが直接この問題について予算を組ん

でおりますのは

がたまたまひまがあつてテレビを見ます。私なんか
なんだということあります。私なんか
しても、いわゆるハイウェイ・パトロ
ールこういうものを見ても、新しい型
の車でどんどんスピードを出してやつ
ている。ところがよその府県はどうだ
か知らぬけれども、神奈川県の場合な
んかでも、大体私は自動車の形なんか
よく知らぬけれども、いずれにしても
運転台の前のガラスが半分に仕切つて
あるものはおそらく新しいものじやな
い。これをいま運行しているのは各省
の中でも警察部だけだ、私はそういう
ことまで指摘して言つたことがあります
すけれども、一例をあげればそういう
ふうなものであって、それほどに府県
では古いものを使わなければ追つつか
ないのだということがいわれておる
し、あるいはまた一面、予算面から考
えましても、ほかの部課では質のいい
ガソリンを使っておるのだけれども、
警察部の場合には質の悪いガソリンを
使つておる。それでもつてどうかとい
えば、やはりスピードも出さなければ
ならぬ場合もあるだろうし、違反者を
追つかけるのに古い型の自動車で、も
う十年も十五年も前の自動車で、しか
も使うガソリンがハイオクタンンじゃな
いのだというものが主流ので追つか
けるのでは、追つくわけがない。こ
れがいまの日本の警察の実態ではない
かとすら思うわけですが、これはやは
りあなた方が努力をして、かなりの大
幅な予算をいただいて改善をしなけれ
ばならぬのじやないかと思ひますけれ
ども、これらについては、私は一考を
要する問題じやないかと思う。これは
やはり道路の問題だけではなくしてす
べての問題に影響のある問題だらうと

そこでやはり道路の構造はどうなのか、ということになりますと、法律のほうでは人権というものを尊重しなければいけない、そういうことを言わなければならぬ。しからば、どこの歩道でも、ごらんになつていただければわかるように、歩道で、めくらでも安心して歩けるような道路と、いうものはまずありません。東京のどまん中を見ても、いざるようなどころでも、まずありません。まごまごすればどこかへ突っかけなければならない。東京のどまん中を見ても、いざる歩道で、めくらでも安心して歩けるようないい状態じゃないかと思う。なるほど、産業を重点に考えていかなければならぬために、車道はどんどん完備するかもしれない。しかし歩道のほうは一向かまつてくれない。私は、これが交通の一番問題になる点ではないかと思うのですけれども、これらについてはどんなお考えを持つてあるのかお知らせいただきたいと思います。

ここで私どもは、歩車道の区別のある道路をつくるということが一つと、それから横断歩道につきましてはいわゆる信号機のつかない場合においては横断歩道橋をつくる。あるいは横断地下道をつくる。あるいは夜間の照明の問題で、街路照明等をつくらなければいけない。あるいはガードレールをつくるが、非常に基本的な問題である。元来、道路の構造で、安全施設は、その付属物のような感じが道路法ではしておるわけですが、本來は道路そのものの本体でなければならないというふうに私どもは感じておる次第でござります。したがって、今回の道路法の改正の中にも、改正の要点が、多少方向が違っておりますけれども、私どもといたしましては、いまの安全施設の問題についてできるだけ規定をしていただくよう、また規定をするようになります。そこで、不満足でございますが、今までの道法の改正の中にそういう問題についての一項目を挿入をしてもらった、そうさせたというのが實情でござります。私どもはいわゆる混合交通を分離交通にして——特に歩行者の事故等があるということは、やはり歩行者自身、あるいは自動車の運転者自身の問題ではありますけれども、それもやはり施設的に解決していくというのが私は第一義でなければならないということことで、安全施設の充実ということで、道路の問題については強く建設省に対して要望をいたしている次第でございます。

かし、それだけではまだおさまらないので、できれば道路を考える場合には、少なくも砂利道を舗装道に改良する、そうしたときにおきましても、いま御説明がありましたよな、まず歩行者の安全をはかるために、歩道なり何なりをつらなければ改良工事はすべきでないというぐらいいの持ちを持つていかなければ、おそらくこういふ問題は解決しないと思いますので、でさきるだけそうしたことに向かってより以上の御努力を願わなければならないことだらうと思います。そういうことについて努力していただきたいと思いますが、同時にまたもう一つ考えなければならぬことは、私たちがラジオやテレビをたまたま聞くときにおきまして、その中の宣伝の中では、今日におきましては一つの自動車の生産工場におきましても、もう月産一万台をこえたという宣伝が間々耳に入っています。一つの会社でそれだけになっているということは、他の会社も含めさせれば何万台になつているということも考えなければなりません。したがつて、いまここであなた方の資料に基づくならばどれほどになつているか。
きょう配付していただいた資料の中には、現在の自動車の台数は四百二十八万二千五百四十二台だということは書いてありますけれども、これは一休去年がどのくらいであったのか、来年になるとどのくらいになるのか、二年後になるなどとのくらいになるのか、現在の生産台数から計算すればかなりの自動車が出てくると思いますが、これらについてお示しいただければ幸いだと思います。

元に持ち合わせませんが、いまの年々伸びております自動車の台数は約百万台と見てよろしいと思います。したがいまして、今後そういうような比率で自動車はふえていくというふうに考えて差しつかえない。さらにはいまの自動車以外に、いわゆる原動機付自動車、つまりモーターバイクでございますが、こういうようなものについても相当な数がございますので、あわせて考えていかなければならぬということで、これも約五百万台ぐらいござりますので、道路を走る車というのは約一千万台あると見なければならないという状況でござります。

件がござりますので、そのときの流通経済の状況を反映いたしまして、その自動車の台数の伸びといふものは必ずしもいま申し上げたよな比率で増大をしていくというふうには考えられないと、思います。したがいまして総合的な、経済的な情勢も加味しなければ必ずしも正確な推定はできないというふ

○秋山委員 自動車はふえる一方なん
だし、それに伴つて道路の拡幅あるい
は新設道路、こうしたものが一体どの
くらいできているのか、これもこうい
う場合に考えてみなければならぬこと
だらうと思います。したがつて、これ
らの事情、道路が一年にどのくらい拡
幅延長されているのか、新しい道路が
どの程度できているのか、これもひと
つ御答弁いただければ幸いだと思いま
す。いま私たちが知り得るところでい
きますと、せつかくハイウェーの道路
ができると言わながら、これが完成
をしたときにはもうすでに狭くなつて
しまう。こうしたことが間々見られる
現状だらうと思いますが、こういうう
ことを考えてみたときに、一方道路は
それに比例して幾らも広がつていかな
い。ただふえるのは車だけだというう
とが考えられてくると思いますが、こ
れがあまりにも離れていきますと、
ますます交通は麻痺をしてしまつて
どうにもならなくなるのじやないかと
いう心持ちすらしてくるわけです
が、これらの実態をお知らせいただき
たいと思います。

る。さらには次の段階でまた新しく
か年計画ができるということをございます。
ますが、一つの傾向は幹線道路の整備
というものははある程度進展をいたしました
おる。しかしながらこれに比べて地方
的な道路の整備が必ずしも十分ではな
い、すなわち立ちおくれを示しておる
というものが現状でございます。したば
いまして、いまの道路の問題につ
て、三十八年度の統計でたいへん恐
なんでござりますが、国道を一級、二
級に分けまして三十八年度でどのくら
い整備率があつたかと言いますと、
改良が六七・五%，鋪装が五六・四%
これから二級国道で整備率が改良が
四・二%，鋪装が二八・五%。都道府
県の主要地方道では改良が四九・一，
鋪装が一九・五。一般地方道では一
・五、六・七。合わせまして、國
都道府県の合計いたしまして、改良
平均三三・五の鋪装が一五・五。市町
村が改良が八・八の鋪装が一・七と
うことで、全体の合計をしますと改
が一二・四、鋪装が三・八という數
でございます。したがつてこれらの數
字が毎年の予算の大体基礎額になつ
るかと思いますので、大体こうい
ような方向で整備が進んでいくのでは
ないだらうか。したがつて、道路の
わゆる改良舗装というような整備のや
ういうものが必ずしも十分ではない
いまの自動車のふえるものに比べて
路の整備は著しく立ちおくれておる
いうことで、よく言われております
が、道と自動車の交通戦争は道路のな
けであるということがいろいろと言
れているわけでございます。

良工事だとかあるいは舗装工事だとかに影響があるものじやなくて、特別に改良のうちでも非常に拡幅が多くならなければこれは改良ということはできな。しかも都市にあっては拡幅といふことは非常にむずかしい、そのためにはなかなかできない、こういうことが考へられるわけであります。それだけではなくして、いままで砂利道で悪い道だったものが今度は改良舗装なんかいたしまして、より以上自動車はスピードも増してきます。したがつて、危険度は便利がよくなつたものですからこそ度合いはより以上に多くなる。それだけではなくして、今まで自動車をたしますと、そこには置かなかつたものが、今度は便利がよくなつたものでありますからこそ度合いはより以上に多くなる。それに車を置いて行つてしまふ。そこで車にならば、いま道路交通なんかを改正するよりも、砂利道をふやしてでこぼこ道を多くする、こういうことになれば、おそらく事故は半減するだらうと、いうことが言えると思います。なままで逆に現状においてものを考えると、あるなら、いま道路交通なんかを改正するよりも、砂利道をふやしてでこぼこ道を多くする、こういうことになれば、おそらく事故は半減するだらうと、いうことが言えると思います。なままで道路をよくするために、むしろ事故があえていくのじやないか、こういう気持ちすらするわけであります。

そこで、せつかく政府機関があるのであら、生産の面でも必要とするならばある程度規制するのもけつこうでありますから、政府部内でこれをよく考えよう。あるいはまた道路がかなり拡幅されない限りにおいては、自動車台数をふやしていかないという方法もとらなければならぬでしよう、あるいはまた逆に中小企業の人たちから見れ

ば、税金をとられるよりも、自分の車を使つて走つたほうが得だといふ走つておるわけです。これなんかにいても考え方直すことが必要ではないかと思ひます。これからについてあるおなじいわゆる交通担当者としての考え方を聞かしていただきたい。

○高橋(幹)政府委員 これはいさぎよく私見にわたる部面があるかと思いますので御了承願いたいのですが、確かにいまの自動車の生産の問題につきましては、いろいろな角度からこれを考へますと、必ずしも車種の統一ということではないかと思ひます。たとえば一つの問題は車種の統一ということ。日本の車種は非常に多種多様であるといふことで、特に最近頗る著なものは軽自動車で車種がきわめて多種多様であるといふことで、現在自動車のふえておりまして大宗をなしておりますものは、軽自動車で車がふえておるということでござります。この軽自動車に対しましては、わゆる中小企業が使いますので、税金上の利便と、それから私どもの運転者と許についてのやや利便と、それから使用者上の利便と、それから車庫規制法とかかっていらないという、四つの利便のために、中小企業の方々は軽自動車を購入するといふかことになつておるわけでございます。そういう点で軽自動車の問題については、やはり何らかの措置をとらなければならないのではないだろか、ということと、それから自動車全体の将来の方向といふものについては、やはり国の生産政策のたまえから経済企画庁等においても考へて、私どもがそれでは具体的にどうだけの合意が交通警察上、どうだとい

なお、もう一つは、車両の生産が日本在国内でどれほど生産ができるておりますか。そのうち外国へ輸出向けとして生産されているものはどのくらいで、国内市場はどのくらいになるか、これもあわせて御提出いただきたいと思ひます。

運動と称していま行なわれております
しょうけれども、これらが、たとえは安
全運動期間の一週間なら一週間に全国
で動員される人数がどのくらいになる
のか、これもひとつ資料としていただ
ければ幸いだと思ひます。

かもわかりませんのでお許しいただきたいわけですけれども、たとえば私が道路を横断する場合を考えてみますと、いま世間でいろいろ言われていることの一つに、横断歩道の手前と言ふのですか、そこで停止線があるところ、ないところがございます。しかし、停止線のあるところはまあまあとして、停止線のないところでは、自動車がかなりなスピードできて、直前でびたつと止まる場合があります。そうすると、車と人間とぶつかればどちらが損をするか、おつかないか、危険があるか、これもおのずとわかつてくるのですから、やはりこちらが遠慮している。それに今度は、運転者のほうはそれが気持ちがいいのかもわかりませんけれども、それらに対して、おもしろ半分ということはないかもわかりませんけれども、そういうことが往々にしてあるのではないかという心持ちをしてまいります。したがって、世間の人たちがいま言っていることは、あまり身近でとることによって気持ち

の悪さが感じられてます。であります。ですから、停止線がないところでも何メートル前でとまるべきではあるということがどこかに織り込まれるといふのがどうか尋ねを申し上げたのでありますし、なければこれはどこかにつくるべきではないかも考えますので、お答えをいただきたいと思います。

○宮崎説明員　ただいま御指摘の点は、現行法令のもとにおいては、直前において停止すればよろしいということになっております。なお、御指摘の点は、いろいろ問題がござりますので、将来の問題としてただいま省内で検討をいたしております。

○秋山委員　えとして役所の人たちには、多く自分は車で走っているので、あまり感じないかもわかりませんけれども、世間の大きな声の一つとしてこれがはあるわけです。だから、罰則は、もちろん降っぱらって運転をした場合には、かなり重くしても私はいいと存思います。また、そうでなくちゃんとぬと思います。ひき逃げなんかもそのおりだと存思いますけれども、やはりそういうことが——いま御答弁になつた中に、とまるつもりがちょっと伸びやつたのでぶつかったということもないとも限らない。これは私は、横断歩道がある限りにおいては、停止線を定めるなり、停止線なしといえどもメートル前でとまれとかなんとかいうことは法律の中に纏り込むべきではないかと思います。特にまた、道路の形態を見てまいりますと、中央線には車のライトで光るような施設が埋めてありますけれども、横断歩道にはそれがあるところが少ないのであって、逆に

人間を尊重するのだということであれば、中央ラインよりもむしろそちらのほうに力を入れて早く整備をすべきではないかと考えます。これからについてのお考へを聞きたいと思います。

○高橋(幹)政府委員 いわゆる道路標示の問題でございますが、この道路標示の問題につきましては、いろいろな技術的な点の改良もしなければならない問題がただいま御指摘のようにあるわけでございます。特に、いわゆる夜光塗料と申しますか、夜間明らかに車両の運転者がそれを見ることができるもの、しかも遠方からそれを確認することができるというふうに、いわゆる横断歩道の施設の整備といふ点に重点を置かなければならぬということで、ただいまできるだけそういうセンターラインと同じような、いわゆるキャットツアイみたいなものをいろいろとつくるようになしておられますし、また、レーンを引きまして明らかにする、あるいは横断歩道を渡る際に、歩行者にはつきりさせるために街路照明灯ができるだけ横断歩道のところにつけるというようなことについて、いろいろ努力をいたしております。これらの点について、警察庁の道路標示ができる面と、それから、建設省にやつていただきたい。先ほどの二メートルあることは五メートル前でとまるということについては、課長から御答弁いたしましたように、私どもいろいろ検討をいたしたわけでございます。ただ、こ

それを法律で変えていく場合において、いつも申し上げるようですが、罰則の問題とか、あるいはこれが正しく励行されなければならないというような担保の問題等もござりますので、なるべくその施設をする場合のいろいろな問題もありますので、一応今日は見送りましたけれども、こういうような点については、できるだけ事実上の行政指導として利用をしていきたいというふうに考えております。今後私どもの検討をしていくべき問題として御了承を願いたいと思うのでござります。

〔委員長退席、中島（茂）委員長代り
理着席〕

○秋山委員　これはできるだけ早く結論を出していただきたいと思いますし、同時にまた、それよりも一歩進むれば横断歩道のところに人が立つたならば一時停止をさせるというくらいのことがなければ、運転者としてはなかなか心に銘じてこないと思うのです。だから、そうしたこともあわせて何かがの中へ織り込んでいただきたい。これは一時停止を怠った罪と同じような形になるではないかと思うのです。これらについても一考を要すべきではないかと思います。特にまた、もう一つ考えなければならぬことは、各会社に毎年われている人たち、よくダンプカーがどこへ飛び込んだとか、だれをひき殺したとかいうようなことが新聞に出でております。これらをいろいろ聞いてみると、砂利トラックにしても何に多いようあります。そのための事故が予かりが多いのではないかということが予

測できるわけでありますけれども、これらに對して業務的な何か制約をいしませんと、無理が起こつてくるでないかという氣もいたします。なおた、タクシーの運転者にいたしましたりも、これは例として一昼夜勤務であります。いままでほかの産業においては、今日の状態で一昼夜勤務といふのはないはずであります。これらについて当局側はどういう指導をしていくか。これは運輸省の関係になるのかわかりませんけれども、取り締まりでありますので、こういう機会にお尋ねをおきたいと思います。

は、雇用者の義務であるとか、運行管理者との適正な運行管理であるとか、そういう企業の経営をするものについて、やはり企業内容の体質改善とともに、基本的に自らの目を向けて事故防止対策をはかつていくことが必要かと思ひます。したがつて、いまのハイタクの問題にいたしましても同様であるといふふうに思つておりますので、そういう点については、事故防止策に対していたしておる次第でございま

マを課すこと、そのこと自体は道徳交通法では直接とられておりませんが、たとえば非常に無理なスピードを出さなければとても行ってこられないような時間で行ってこいというようなことを言った場合、このような場合には、一応現行法に雇用者に対する禁止規定がございます。それからさらには直接的に雇用者が、おまえは信号無視をしていいから行ってこいとか、スピードをどんどんふつとぼして行ってこいとか、スピードを言つたことがはつきりいたしますと、

者が正常運転をするのだという前提で立ちまして、雇用者あるいは運行管理者にまでむしろ事件の処理にあたってはその責任を追及をする。もしそういう具体的な違反行為がある場合においては追及をしていくということで、運転者のみを罰則の対象にするということではなく、さらには運行管理をしている者に対して事件の追及、責任の追及をするという方針をとっておりました。したがいましてたとえば定員オーバー

同じような罰則を適用するということになりになるとするならば、使用者側のほうでも常時心を配りながら使用者が監督するということになってこようかと思うのだけれども、そうでない限りにおいては、無理な要望がどんどん出されてくるのじやないかという心持ちがするわけであります。現在トラブル方面に重点を置いて考えますと、トラックの面で違反の一一番行なわれているものは何かというと、おそらく荷積みを規定よりもよけいに積んでおる

ケースによりまして、できるだけいま
のような会社経営の問題とか、あるいは
は運行管理の問題に関連をさせて事件性
の処理をいたすということの方針は、
先ほど御説明したとおりでございま
す。また同時に、なるべくそういう
反をさせないよう、事前の措置なり
事前の行政指導をしていくことによ
りも、私どもができるだけ努力をいたし
ておる次第でございます。

○宮崎説明員　先生の御指摘に立ち入らなかったことは、第一点の横断歩道の一時停止としたときです。これは現行法上も、歩行者が横断歩道を渡ろうとしているときは、あるいは渡っているときは、車両は必ずその前で一時停止すべきこととなつております。

○秋山委員　その一時停止を怠った場合にはどんな罰則がありますか。

○宮崎説明員　現行法におきましては、道路交通法の百二十条という条文がございまして、これで三万円以下の罰金ということになつておりますが、御指摘のように、非常に危険な行為でござりますので、今回の法改正においては、これまでには三ヶ月の懲役刑をつけることに改正をお願いいたしております。

○秋山委員 経営者なり使用者なりが、信号を無視してもやれということを言うはずがないのであって、むしろノルマを強めて、暗にそうしたことはあるかもしれません。おそらくそういうことじやないかと思う。それらについてはかなり重い罰にしなければ、経営者というものは反省しないと思うのです。いま言われていることの多くは、道交法なんかでいわれていることは、運転者だけに罪をなしていくのです。運転者からかくいうことについて、運転者からかくいうことでは弱い者いじめになつてどうにもならないと思いますが、これらをどこかで直さなければならぬのじやないか、これらについての見解をお聞かせ願いたいと思います。

○高橋幹(政府委員) 確かに御指摘のような点がござりますので、今回私どもの国家公安委員会できめました事故妨止対策要綱の中にも、いわゆる運転者規定の適用で処罰される場合もあるううかと思ひます。

ナスを運行させた場合におきましては、現に先般の倉敷市のバス転倒事件につきましては、倉敷市の運行管理者と申しますか、いわゆる自動車関係の局長に対しても私どもはその責任の追及をして、所要の措置を講ずるようになつて、そういうことで、そういう事件の処理をいたしております。できるだけいま申し上げたように、運転者以外の分野についてもそういう点についての反省を求めるということで、努力をいたしております。したがつて、運行管理者のきめ方についても、行政指導としてなるべく責任のある地位の者を運行管理者にせよということで、今回の交通事故の機会においても、単なる課長よりはいわゆる直役といいますか、その経営の責任を持つてゐる者に運行管理者を指定するようになつて、そのことの行政指導をいたしておる次第でござります。

と思します。同時にまたスピード違反が続いてくるのではないかという心持ちがいたすわけですから、これらは総じて考えたときに、やはり使用者側の無理な要望というものが大きな原因になってくる、こういうことだらうと思います。したがつて運転者だけを懲罰に付しても、これは一向に解決しないのではないかということだろうと思います。したがつてやはり使用者にも何分かのことをなしていかない限り、これらは解消がむずかしいのではないかといふ気がいたしますが、これがないかといふ気はいたしますが、これらについての御見解を承りたいと思ひます。

省で行なうものと警察で行なうものとの間に何か割り切れない、話し合いかねませんが、しかし、たとえばT字路なんかで間々事件が起る場合があります。居眠りの關係か何かわかりませんが、まっしぐらにそのまま突き通つてしまつて、よそ家の飛び込むというようなことがありますからであります。そういう場合に私どもが、ここには何か特別な明るいものをつけたらどうか、あるいは赤ランプでもそこらにつけたらしくぶん違うのではないかということを提示いたしましたが、これは警察のほうでやるべきだとか、これは土木でどういとかということ、なかなかできないことがたくさんあるわけですが、これらについては一休警察はどういうふうに考へておられるのか。私はそういう個所が日本国内にはかなり数が多いと聞いています、完全なT字路で、そこについては大きな看板を建てさせてみたこともあります。これも首

秋山委員 先ほどのたとえダンプルなどのノルマの関係ですが、これについて事故があつた場合に調査をしてみたところが、たまたまかなりなつたノルマがあつたという場合に、経営者なり何なりを処罰するもの現在何がありますか。

うにもならないと思いますが、これらをどこかで直さなければならないのじゃないか、これらについての見解をお聞かせ願いたいと思います。

運行管理者を指定するようにといふうなことの行政指導をいたしておる次第でござります。

○秋山委員 いまの話は、それだけで私は解決できないと思うのであって、むしろ運転者に懲罰を加えるときにはその使用者なり、いまのお話の運行管理者ですか、そりこもりこまで

しては両罰規定がかかるおりまして、運転者が違反しました場合には使用者もまた罰せられることになつております。

とかということで、なかなかできないことがあります。これが、これについては一休警察ではどういうふうに考へておられるのか。私はそういう個所が日本国内にはかなり数が多いと聞いています。完全な下字路で、そこには大きな看板を建てさせてみたこともあります。これは道の駅など、なまは木の

関係、建設の関係だということで、しかたなしにこれはどこへ何キロとか、こちらに行けばどこに行くとかいうことでやつたことがありますけれども、ここへ電灯をつけるとか何とかということになりますと、警察では一向にける気持ちがなさそうであります。こういうことについては一体どういう指導をなさっているのか、これだけをひとつ聞いておきたいと思います。

〔中島(茂)委員長代理退席委員長
着席〕

○高橋(幹)政府委員 建設省で所管を

いたしておりますところの標識は、案内標識と警戒標識でございまして、これららの点については、従来ともすれば予算的措置が不明確であるということでございます。しかし本年度には案内標識あるいは警戒標識など、建設省の建設いたしますところの標識につきましては補助金を取りまして、本年度でできるだけこれを完成したいということで、地方道に対する補助金を出すことにいたしております。私どもはそれ以外の、いわゆる標識令にきまつておりますところの標識を担当しているわけですが、道路標識の問題で関連いたしますように、必ずしも予算的な措置が十分でないといふようなことから関連をいたしまして、あるいは御要望に沿えないといふような点があつたかと思ひますが、確かに、おっしゃるような不分明な点もござりますので、これらの点については関係者の間においてできるだけ協議をしてきめたい。なるべく責任のがれをしたくない。しかし先立つものは金でございますので、予算の点でやや不足の点

があるというふうに思います。

○秋山委員 参議院のはうでもお待ちになつてゐると思いますので、あとの質問事項は後日に譲りまして、これで質問を終わります。

○森田委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二分散会